

加配指導員の勤務条件

R8.4

加配指導員とは、児童61名以上学童に配置される臨時指導員及び、支援の必要な児童の保育のために配置される指導員のことをいう。

○賃金について

8：00～10：00	1,240円
10：00～17：00	1,190円
17：00～19：30	1,240円

○勤務時間について

延長保育に従事しない指導員については、17時を最終として退勤することとする。なお、児童の生活記録等の記入が必要な場合は、17時30分までの時間外勤務を認める。

○処遇改善手当

月額5,400円を支給する。

○皆勤手当について

欠勤日数が一ヶ月に3日以内であった月は、皆勤手当3,000円支給する。ただし、月の勤務日は月曜日から土曜日までの勤務として取り扱う。

○通勤手当について

支給対象

通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする者及び自動車等を使用することを常例とする者で、徒歩により通勤したものとする場合の通勤距離が片道2km以上の者とする。なお、勤務地及び住居に変更があったときは、速やかにその旨届け出なければならない。

支給金額

・1ヶ月の運賃が、55,000円以下の場合はその全額
55,000円を超えるときは、55,000円とする。

※公共交通機関による場合は1ヶ月定期代の額を支給する。ただし、1月の出勤日数が17日未満の場合は、日割支給とする。

・自動車等にあつては、	2 km以上	5 km未満	2,000円
	5 km以上	10 km未満	4,200円
	10 km以上	15 km未満	7,100円
	15 km以上	20 km未満	10,000円
	20 km以上	25 km未満	12,900円
	25 km以上	30 km未満	15,800円
	30 km以上		18,700円の額

※1月の出勤日数が17日未満の場合は、日割支給とする。

※自転車通勤の場合、対人・対物賠償額が5,000万円以上の損害保険に加入した者については、上記に金額に1,500円を加算する。

- ・職務上の出張（異動による調整、正規の一時的な補充）の場合に他から出勤した者への実費弁償。但し、通常の通勤手当の範囲内で処理される場合を除く。

○休憩について

6時間以内の勤務	休憩なし
6時間超の勤務	45分の休憩
8時間以上の勤務	1時間の休憩

○休暇について

日曜、祝祭日の休暇の他、年次有給休暇は、所定労働日（その月における学童保育運営日）の5割以上を出勤し、6ヶ月以上継続して勤務する者に対して、10日の年次有給休暇を付与する。

年休の取得については、1日単位で取得できるものとする。

※採用1年目については6ヶ月更新とし、当初の6ヶ月間の有給休暇の日数は5日とする。

○特別休暇について（別途定める要件・日数）

（無給）介護休業、介護休暇、子の看護休暇